

都道府県砂防主管部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
砂防部 砂防計画課長

### 土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて

昭和41年度以降、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等に資することを目的に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」が調査・公表されてきたところですが、平成13年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）が施行されたことにより、このような警戒避難体制の整備等を要する区域の調査・公表の仕組みは同法に引き継がれ、これに基づき土砂災害警戒区域等の指定が進められてきました。

令和元年度末には土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査が全国的に一通り完了し、令和3年度末にそれらの区域の指定が概ね完了したところであり、土砂災害警戒区域等の名称も国民の間で一定程度定着したところです。

これを受け、国土交通省における土砂災害危険箇所の今後の取扱いについて下記のとおり定めたため、各都道府県においても対応について検討いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、本内容を貴管内市町村に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言として通知するものであることを申し添えます。

### 記

1. 令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする。

なお、本通知以前に国土交通省水管理・国土保全局砂防部より発出された通知・事務連絡等で現在も効力を有するものについて、文中に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土砂災害危険箇所」とあるのは、それぞれの内容に応じ「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域等」と読み替えるものとする。

2. 令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の溪流を「土石流危険溪流」と呼ぶものとする。